

会 則

(改訂)

2024(令和6)年5月10日

スナダ建設(株) 安全協力会

ク ジ ラ 会

会 則

第1章 総 則

第1条 (目的)

本会は、スナダ建設(株)各作業所内における安全管理の徹底とその意識の向上を促進し、かつ、会員の相互間の相互扶助の精神を目的とする。

第2条 (名称)

本会は、スナダ建設(株)安全協力会クジラ会と称する。

第3条 (資格)

本会の会員は、スナダ建設(株)の協力業者全社とする。

第4条 (事務所の所在地)

本会は、スナダ建設(株)内に置く。尚、所在地は以下とする。
〒573-1118 大阪府枚方市楠葉並木2丁目2-21 くずはオフィス

第5条 (規約)

この会則で定めるものの他、必要な事項は、総会を経て規約で定める。

第2章 事 業

第6条 本会は、第1条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- (1) 安全対策品の購買
- (2) 安全教育に関する事業
- (3) 会員の福利厚生に関する事業 (非常時の保険対応を含む)
- (4) スナダ建設(株)その他の親睦会への助成を行う事業
- (5) 職人育成事業への参加・協力に関する事業
(公益財団法人 匠・育英会)
- (6) その他前各号の事業に附帯する事業

第3章 会 員

第7条 (加入)

本会員の加入は、スナダ建設㈱より工事の発注を受けた時点にて決定されるものとする。

第8条 (会費)

本会員は、各工事の1000分の4を安全協力会費として徴収され、その内1000分の2をクジラ会費とする。

尚、会費は支払いの時点で自動相殺する。

第9条 (払い戻し)

会員は、脱退、除名のいかに関わらず、会費の払い戻しは行わない。

第10条 (除名 脱退)

(1) 脱退は原則として、受注権の放棄とする。

(2) 本会の事業の妨げ、不正行為をした会員、犯罪やその他の信用を失う行為をした会員は除名とする。

第11条 (経費の賦課)

本会は、通常の間費でもって企てるべきでない事業については、別途、会員より徴収する事ができる。その方法については、総会において定める。

第12条 (届出)

会員は、次の各号に該当する時は、本会に届出なければならない。

(1) 氏名 住所 又は、事業を変更した時

(2) 事業の一部又は、全部を廃止した時

第4章 役員

第13条 (役員の数)

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人 (会長代理兼務・会計担当)
- (3) 役員 4人
- (4) 監査 1人 (スナダ建設(株)役員とする)

第14条 (役員の任期)

役員は、次の通りとし再任は妨げない。

- (1) 会長 2年
- (2) 副会長 2年
- (3) 役員 2年
- (4) 監査 2年

但し、会長が任期満了を待たずにやむなく退任した場合は、役員より会長を選出、また役員が退任した場合は、役員会を開催し本会員より暫定的に選出し、次の総会にて改めて選挙を行い新役員を選出する。

第15条 (選挙)

- (1) 役員は総会において選挙する。但し、監査は除く。
- (2) 役員選挙は、連記式無記名投票によって行う。
- (3) 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じである時は、くじで当選人を定める。又、当選人が辞退した時は、次点者をもって当選人とする。
- (4) 役員選挙は、第2項の規定に関わらず、出席者全員の同意がある時は、指名推薦の方法によって行う事ができる。
- (5) 指名推薦の方法により役員選挙を行う場合における非指名人の選定は選考委員が行う。
選考委員とは、スナダ建設(株)BOSS・常務取締役・建築部部長
当該年度クジラ会会長・副会長とする。
- (6) クジラ会役員に立候補する場合は、その総会の1ヶ月前までに選考委員に届け出る。総会当日の立候補は認めない。
選考委員は、推薦候補者・立候補者の中から被指名人を決定する。
- (7) 選考委員が被指名人を指名した時は、その被指名人を総会に諮り第19条による同意があった者を当選とする。

第5章 総会 役員会

第16条 (総会の招集)

- (1) 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- (2) 通常総会は、毎事業年度終了後4ヶ月以内に開催し、臨時総会を開催する必要がある時は役員会の決議を経て会長が招集する。

第17条 (総会招集の手続き)

総会の招集は、会議の目的たる事項(議題の明記)、日時・場所・交通手段などを記載した書面を各会員に発送する。

第18条 (書面又は代理人による決議権又は選挙権の行使)

- (1) 会員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって決議権又は選挙権を行使することができる。この場合その会員の親族若しくは常時使用する使用人又は、他の会員でなければ代理人となる事はできない。
- (2) 代理人が代理する会員の数は、1人とする。

第19条 (総会の議事)

総会の議事は、(委任出席を含む)会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

第20条 (総会の議長)

総会の議長は、総会に出席した会員又は会員たる法人の代表者から選任する。

第21条 (総会の議事録)

総会の議事録は、議長及び出席した役員が作成し、これに署名するものとする。事前の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 会員数及びその出席者数
- (4) 議事の経過の要領
- (5) 議案別の議決の結果 (可決、否決及び賛否の議決権数)

第6章 会 計

第22条 (事業年度)

本会の事業年度は、3月1日より翌年2月28日(閏年は29日)までとする。

第23条 (繰越金)

本会の会費の余剰金は、翌年へ繰り越すものとする。

第24条 (損失金)

本会費の総額を持って不足の生じた場合は、全会員より別途徴収するか、もしくは、次年度の会計に繰り越すものとする。

第25条 (報告)

本会の会計を毎年総会にて報告し承認を得るものとする。

付則

1. 本規定は、1993(平成5)年5月1日より施行する。
2. 本規定は、2001(平成13)年6月1日より施行する。
3. 本規定は、2016(平成28)年5月13日より施行する。
4. 本規定は、2024(令和6)年5月10日より施行する。
細則規定追加、2024(令和6)年5月10日より施行する。

スナダ建設(株) 安全協力会 クジラ会 細則

第1条 会員の資格

会則第7条によりクジラ会の会員に決定されたものは、継続1年を節目として仕分けされ、事業に参加することができる。

- 1 会員歴1年未満参加基準
総会の参加、安全講習、安全教育等の受講
保険、死亡事故一時金の対象
- 2 会員歴1年以上参加基準
総会の参加、安全講習、安全教育等の受講
保険、死亡事故一時金の対象
クジラ会各種事業の参加(ゴルフ・親睦旅行)
会則第6条の事業
【年数・受注の多い業者を選定しリスト作成後、会社役員・クジラ会と
確認作業後正会員・準会員に仕分けを行う】
- 3 第10条(1)が1年を超えた時点で、会員資格が失効する。
1年を超えて第7条が認められた時点で細則第1条を適用する。
- 4 スナダ建設(株)が認めた業者。

第2条 会員になれない業者

- 1 直接工事に関わらない業者。
- 2 その他、会社が決めた業者

第3条 役員規定

クジラ会役員は7名以上とする(監査含む)

役職名は、第4章第13条とし各事業ごとに役割を分担する。

- 1 会長は、全ての事業・会計等を掌握しスムーズな進行に努める。
- 2 副会長は、総会・旅行・各事業の会計業務、会社側との連携。
- 3 役員は、安全担当役員2名、事業担当役員2名(旅行・ゴルフ・安全関係)
- 4 副会長、役員を担当に変更がある場合は、その都度役員会で担当割りを見直し業務の遂行に努める。
- 5 スナダ建設(株)からクジラ会役員の追加がある場合は、役員会側と協議し役員の選定を行う。

第4条 委員会規定

2014年第1号 安全推進委員会についての規約(2014年より施行)

- 1 安全推進員は、スナダ建設(株)からの推薦とクジラ会役員の任命とし、任期は2年とする。(委員数は5名以上とする)
- 2 安全推進委員の中から委員長を選任する。任期は定めない。

- 3 安全推進委員会の事業は、安全パトロールの実施・安全協議会の開催をはじめ、日常の工事活動で現場管理者に危険箇所及び危険行為の指摘並びにそれに伴う是正勧告を行うことができる。
- 4 委員長は、安全推進委員会の総意として、安全パトロール・安全管理に関する事業及びシステムについて役員会に提案できる。
尚、その決定はスナダ建設・クジラ会役員会・安全推進委員会の協議によるものとする。
- 5 安全パトロールは年6回開催し、委員会独自のパトロール及び緊急を要するパトロールは、スナダ建設(株)及び安全担当役員に日時・巡回する作業所を報告し実施する。
- 6 安全協議会、安全講習の開催に際しても、スナダ建設(株)及び安全担当役員に日時・場所を報告し実施する。
- 7 その他、新しく委員会を設ける場合はスナダ建設(株)とクジラ会役員で協議し決定する。

第5条 慶弔規定

会員・担当者及び会員事業所並びにスナダ建設(株)社員に関わる慶弔は以下の表にてあらわす。

クジラ会役員担当は、副会長が行う。

	香料	供花	電報	結婚祝い	会社移転	会社新設	見舞金
会 員	30,000	適宜	適宜	10,000	—	—	5,000～10,000
事業所	—	—	—	—	お花5,000	お花5,000	—
担当者	10,000	適宜	適宜	—	—	—	—
社 員	30,000	適宜	適宜	10,000	—	—	10,000

適宜とは、その都度連絡を取り合い決定する。

会社側からの報告により、内容変更をする場合があります。

会 員 協力会社社長 見舞金は会員会社に所属する者(下請け含む)

事業所 協力会社

担当者 協力会社の担当者

社 員 スナダ建設(株) 建築部の役員・社員とする

第6条 死亡災害一時金

会員の福利厚生に関する事業(非常時の保険対応を含む)

予算案議決後、当該年度最終月に余剰金より500万円定期預金に積み立てる。2016年(平成28)年2月より定期預金開始

名目:死亡災害一時積立金

死亡事故発生時、直ちに遺族のもとへ一時金として届ける為の預金。

1事故/1000万円とする

第7条 職人育成事業

公益財団法人 匠・育英会が開催する職人育成事業への参加・協力

1. 現場体験を含めた各業種体験会への協力

2. 外国人実習生受け入れの事業への参加・協力